金利が戻ってきます!!

平成 25 年 8 月 1 日より
助成上限額と台数制限を解除しました！

建設企業の重機購入を支援します
（建設業災害対応金融支援事業）

国土交通省では、建設企業が所定の**建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。**

（一財）建設業振興基金（以下、「振興基金」といいます。）で助成申請を受け付けております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

（一財）建設業振興基金 建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト	http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html

対 象 者

県、市町村などと**災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）**が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】
資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】
建設企業の協力会社（下請等）のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

助成の対象となる建設機械は、**平成25年１月11日～平成26年２月28日の間にご購入**された建設機械抵当法第２条に規定する「建設機械」のうち、**ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル**の３機種となります。

ショベル系掘削機（バックホウ）

ブルドーザー

トラクターショベル（ホイールローダー）

※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトで順次公表しています。

助成内容

初年度１年分の金利の2/3（ただし、上限は年利４％分まで）を補助します。

※１台あたりの金利助成上限額及び１企業あたり上限台数はありません（平成 25 年８月１日改正）。

※東日本大震災により建設機械を滅失等した建設企業が、滅失等した機械の代替として購入する場合は、対象機種、購入時期制限が緩和されます。詳しくは、振興基金の上記ウェブサイトをご覧ください。

こちらで本事業が利用可能かご確認ください。

【本事業は、**建設機械を借入金で直接購入する**又は**割賦販売で購入する建設企業を支援**するものです。】

1 災害対応における代表的な建設機械（**ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル**）を購入。※

- No → **対象外**
- Yes ↓

2 **平成25年1月11日**以降に建設機械を購入。※

- No → **対象外**
- Yes ↓

3 国又は地方公共団体と**直接災害協定を締結**している。

- Yes → **対象です**
- No ↓

4 国又は地方公共団体と**直接災害協定を締結している建設会社の協力会社**（下請会社等の一定の協力関係を有する会社）である。

- Yes → **対象です**
- No ↓

5 国又は地方公共団体と**災害協定を締結している団体に所属**している。

- Yes → **対象です**
- No ↓

6 国又は地方公共団体と**災害協定を締結している団体に所属している建設会社の協力会社**である。

- Yes → **対象です**
- No ↓

対象外

※なお、東日本大震災で建設機械等を滅失等した建設企業で、滅失等した建設機械の代替として新たに機械を購入される企業に対しては、別途特例を設けております。

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：**金融機関から借入金**
- **調達金額：約750万円**
- 1年目の金利総額：約13万円（金利約2％）

助成金受取額：約9万円

ケース2

- 購入方法：**メーカーの販売会社から割賦販売**
- **購入金額：約1700万円**
- 1年目の金利総額：約62万円（金利約4％）

助成金受取額：約41万円

ケース3

- 購入方法：**リース会社から割賦販売**
- **購入金額：約5500万円**
- 1年目の金利総額：約175万円（金利約3％）

助成金受取額：約115万円

支援申請から支援決定までのスケジュール

▶ **1週間**程度（必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。）

金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

▶ **1週間**程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは**審査後2週間程度**を想定（なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。）。

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、**割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象**となります（**動産総合保険料は対象外**）。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類（具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等）が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

本事業の金利助成をご希望される方は、**建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。**

なお、申請期限は平成 26 年 3 月 31 日となりますのでお早めにご申請ください。

※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

▼

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとに実施する予定です。

▼

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

金融機関から融資を受けて購入

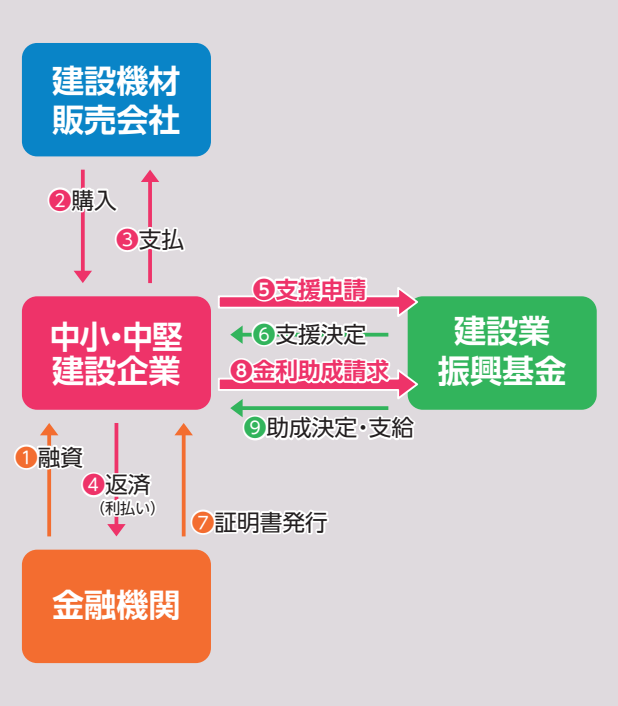

割賦販売による購入

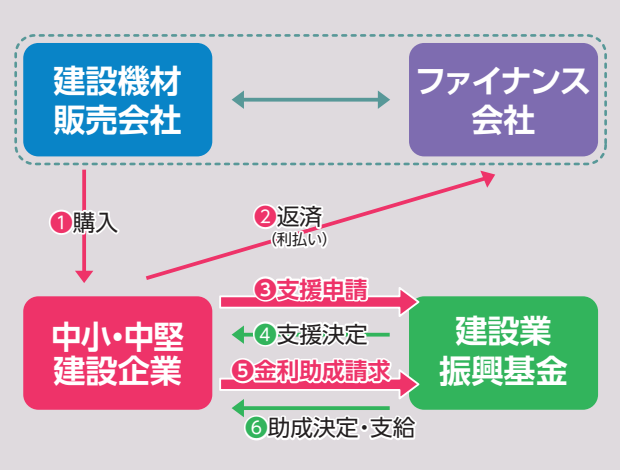

【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

【申請書類書式の入手について】

必要書類、申請書類書式は振興基金の下記ウェブサイトで紹介しております。以下のアドレスからご確認ください。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html

お問い合わせ先

（一財）建設業振興基金金融支援部

TEL：03-5473-4575

FAX：03-5473-1593

担当：由井、丹治

お問い合わせ用メールアドレス

kenki@kensetsu-kikin.or.jp

震災以降、既に購入された機械も対象です !!

東日本大震災において建設機械を滅失した一部の皆様においては、特例がございます。

平成 25 年 8 月 1 日より
1 企業あたりの台数制限を解除しました！

1．特例の内容

①支援対象となる機械

【通常】ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル
【被災地特例】建設機械抵当法※上の建設機械全て。

②機械の購入日

【通常】平成25年１月11日～平成26年２月28日
【被災地特例】平成23年３月14日～平成26年２月28日

2．特例を受けるための条件

①罹災証明を受けていること。

②東日本大震災で滅失等した機械の代替として購入した機械であること。
（建設機械抵当法上の名称が同じ機械を購入することをご呈示頂ければと思います。）

③東日本大震災で機械等を滅失等したことが説明できること。
（滅失等した機械の写真等をご呈示頂ければと思います。）

※建設機械抵当法上の建設機械一覧

種類	名　称	範　囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	
	ブルドーザー	自重が３トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が３立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が３トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が２トン以上のもの
	ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	

種類	名　称	範　囲
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	３キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿（さく）岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が５トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が８トン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあっては自重が８トン以上のもの、被牽けん引式のものにあっては自重が２トン以上のもの
9 砕石・選別機械	フィーダー	３キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、３キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーで、３キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、３キロワット以上の原動機を有するもの

種類	名　称	範　囲
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時５立方メートル以上のもの
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーバー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの
	作業台船	
13 その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの